

沖縄県物品電子調達運用基準

目次

- 1 趣旨
- 2 適用範囲
- 3 用語の意義
- 4 電子調達実施の考え方
- 5 システムの利用時間
- 6 電子調達参加者の利用者登録
 - 6-1 利用者登録番号、ユーザ ID 及びパスワードの交付
 - 6-2 利用者登録
 - 6-3 利用者登録情報の変更
 - 6-4 電子調達参加者の利用者登録の有効期間
 - 6-5 利用者登録番号、ユーザ ID 及びパスワードの管理
 - 6-6 利用者登録番号、ユーザ ID 及びパスワードの再交付
- 7 紙見積による電子調達への参加
 - 7-1 紙見積による電子調達への参加の特例
 - 7-2 紙見積による電子調達への参加を認める基準
 - 7-3 紙見積による電子調達への参加方法
- 8 添付書類
 - 8-1 添付書類の取扱い
 - 8-2 電子ファイルの作成基準
 - 8-3 紙による添付書類の提出を認める基準
 - 8-4 紙による添付書類の提出方法
 - 8-5 ウィルス感染ファイルの取扱い
- 9 電子調達の実施
 - 9-1 電子調達案件の公開
 - 9-2 電子調達対象案件の明示
 - 9-3 公開後の電子調達案件の修正
 - 9-4 紙見積への切替時の処理
- 10 予定価格の登録
- 11 見積書
 - 11-1 見積書の到達
 - 11-2 その他申請等の到達
 - 11-3 見積書の記載
 - 11-4 見積明細書の添付

- 11 - 5 見積書受付票の確認
- 11 - 6 見積締切通知書の発行
- 11 - 7 見積書提出後の辞退
- 12 見積合わせの執行
 - 12 - 1 見積合わせの執行
 - 12 - 2 見積明細書の内容確認
 - 12 - 3 見積合わせ執行の遅延、中止及び延期の連絡
 - 12 - 4 電子調達参加者の失格
 - 12 - 5 電子くじによる契約の相手方の決定
- 13 見積決定及び結果通知
- 14 見積結果の公表
- 15 電子調達案件に関する帳票
- 16 システム障害時の対応

- 様式第1号 利用者登録番号・ユーザID・パスワード交付申請書
- 様式第2号 利用者登録番号・ユーザID・パスワード交付通知書
- 様式第3号 利用者登録番号・ユーザID・パスワード再交付申請書
- 様式第4号 紙見積方式参加届出書
- 様式第5号 添付書類提出通知書

沖縄県物品電子調達運用基準

1 趣旨

この運用基準は、沖縄県が指定する電子入札システム等を用いて行う物品の電子調達の実施に関し、適切かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この運用基準は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第164条第2項及び第3項の規定に基づき行う物品の購入又は印刷物の請負に係る随意契約（以下「物品の購入等」という。）の手續のうち、物品管理課長があらかじめ電子入札システム及び入札情報システムを用いて行うことを指定した案件（以下「電子調達案件」という。）について適用する。

3 用語の意義

この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 電子調達

物品調達の手続きを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する見積合わせをいう。

(2) 電子入札システム

電子調達案件の登録から見積決定までの見積合わせに関する事務手続きをインターネットを利用して行うシステムをいう。

(3) 入札情報システム

電子調達案件の仕様書や条件書、見積結果に関する情報をインターネット上に公開するシステムをいう。

(4) 沖縄県が指定する電子入札システム等

電子入札システム及び入札情報システムにより構成され、物品管理課が行う物品の購入等に係る見積書の徴収を電子的に処理する情報システムの総称をいう。

(5) 紙見積

書面による見積書を提出する見積合わせをいう。

(6) 電子くじ

見積決定となるべき同価の見積をした者が2者以上あるときに、電子入札システムにより電子調達参加者が入力した任意のくじ番号と見積書提出日時を用いた演算式により、落札者を決定する仕組みをいう。

4 電子調達実施の考え方

電子調達案件は、沖縄県が指定する電子入札システム等で処理するものとし、原則として電子入札システム以外による見積書の提出は認めないものとする。

5 システムの利用時間

電子入札システム及び入札情報システムを利用できる時間は、次の時間帯とする。

電子入札システム 08:00～20:00（県の休日を除く。）

入札情報システム 06:00～23:00（県の休日を除く。）

ただし、システムに障害が発生し、復旧の見込みがない場合は、事前通知を行うことなくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとする。

6 電子調達参加者の利用者登録

6-1 利用者登録番号、ユーザID及びパスワードの交付

物品管理課長は、「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」（昭和47年告示第69号。以下「資格に関する規程」という。）に基づく入札参加資格を有する者からの利用者登録番号・ユーザID・パスワード交付申請書（様式第1号）の提出を受け、沖縄県が指定する電子入札システム等の利用にかかる利用者登録番号・ユーザID・パスワード交付通知書（様式第2号）を交付するものとする。

6-2 利用者登録

- (1) 電子調達に参加しようとする者は、あらかじめ6-1の規定に基づく利用者登録番号、ユーザID及びパスワードの交付を受け、電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。
- (2) 前号の利用者登録は、電子入札システムの運用時間の範囲内で、随時行うことができる。
- (3) 電子調達に参加しようとする者は、電子入札システムによる利用者登録にあたり、物品管理課長より交付されたパスワード（初期値）を変更するものとする。

6-3 利用者登録情報の変更

6-2の規定に基づき利用者登録を行った者は、登録した利用者情報に変更が生じたときは、「資格に関する規程」第6条に定める変更の届出を行うほか、電子入札システムにおいても利用者登録情報の変更を行うものとする。

6-4 電子調達参加者の利用者登録の有効期間

電子調達参加資格者の利用者登録の有効期間は、「資格に関する規程」第5条に基づく登録の有効期間とする。

6-5 利用者登録番号、ユーザID及びパスワードの管理

- (1) 利用者登録番号、ユーザID及びパスワードの交付を受けた者は、これらの漏えいその他の事故を予防するために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 利用者登録番号、ユーザID及びパスワードの交付を受けた者は、漏えい

等によりこれらを不正に使用されるおそれが生じたときは、直ちにパスワードの変更その他の適切な措置を講じなければならない。

6-6 利用者登録番号、ユーザID及びパスワードの再交付

電子調達に参加しようとする者は、紛失等により利用者登録番号、ユーザ ID 又はパスワードが不明となった場合には、物品管理課長へ利用者登録番号・ユーザ ID・パスワード再交付申請書（様式第3号）を提出し、利用者登録番号、ユーザ ID 及びパスワードの再交付を受けることができる。

7 紙見積による電子調達への参加

7-1 紙見積による電子調達への参加の特例

電子調達参加者は、原則として電子入札システムにより見積書を提出しなければならないが、物品管理課長が認めた場合に限り、紙見積により電子調達へ参加することができるものとする。

7-2 紙見積による電子調達への参加を認める基準

物品管理課長は、次の各号に該当する事由がある場合は、当該調達参加者の紙見積による参加を認めるものとする。

- (1) 利用者登録番号、ユーザ ID 又はパスワードの交付を受けている者で、電子調達に対応するための準備を行っていると思われる場合
- (2) 利用者登録番号、ユーザ ID 又はパスワードの交付を受けている者で、電子入札システムの障害、停電、又は通信事業者に起因する通信障害等により、電子入札システムで見積書が提出できない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子調達に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合

7-3 紙見積による電子調達への参加方法

- (1) 7-2 各号に定める事由により、紙見積で電子調達へ参加しようとする者は、直ちに物品管理課に連絡し了解を得た後に、紙見積方式参加届出書（様式第4号）を作成の上、物品管理課長が指定する日時までに物品管理課に提出しなければならない。
- (2) 物品管理課長があらかじめ紙見積による参加を認める旨を明示している案件については、前号の規定にかかわらず、紙見積方式参加届出書の提出を要しないものとする。
- (3) 電子調達案件において紙見積により参加する場合の見積書等の提出方法は、別に定めるところにより行うものとする。
- (4) 紙見積による電子調達参加者に対しては、電子入札システムにより行われる通知に代えて、口頭又は書面等の方法により通知を行うものとする。

8 添付書類

8-1 添付書類の取扱い

電子調達案件の見積書に添付する見積明細書等の必要書類は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。ただし、物品管理課長が別に指定する場合はこの限りではない。

8-2 電子ファイルの作成基準

(1) 電子調達参加者が添付する見積明細書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、物品管理課長が別に指定する場合を除き、次のいずれかを標準とする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用しないものとする。

ア 一太郎	2008 形式以下の保存ファイル
イ Microsoft Word	2007 形式以下の保存ファイル
ウ Microsoft Excel	2007 形式以下の保存ファイル
エ その他	PDF ファイル (Adobe Reader9 で閲覧できるもの) 画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式)

(2) ファイルの圧縮による提出は認めないものとする。

(3) 1 案件に添付するファイルの容量は、3 MB 以内とする。

(4) 提出するファイルの作成・保存の際は、当該ファイル名に調達案件名称を含むものとする。

(作成例：20151006 文具類 No ○.xls)

8-3 紙による添付書類の提出を認める基準

次の各号に定める基準に該当する場合は、物品管理課長の指定するところにより添付書類を紙で提出できるものとする。

(1) 電子ファイルの容量が 3 MB を超える場合

(2) 電子ファイルへのウィルス感染等電子入札システムによる提出が適さないと認められる場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、電子調達に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合

8-4 紙による添付書類の提出方法

(1) 8-3 各号に定める事由により、添付書類を紙で提出する場合は、次の内容を記載した添付書類提出通知書 (様式第 5 号) により提出するものとする。

ア 紙により提出する旨及び理由

イ 紙により提出する書類の目録 (文書名及び枚数)

(2) 添付書類を紙により提出する場合は、原則として、書面により必要書類を一括して持参するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めないものとする。ただし、物品管理課長が別に指定する場合はこの限りではない。

- (3) 物品管理課長が紙見積による参加をあらかじめ又は届出を受け認めている場合並びにあらかじめ紙での添付書類の提出を認めている場合には、(1)の規定にかかわらず、添付書類提出通知書の提出を要しないものとする。
- (4) 添付書類を紙により提出する場合の締切日時は、電子入札システムによる見積書受付締切日時と同一とし、紙見積による場合には、見積書とあわせて提出するものとする。ただし、物品管理課長が別に指定する場合はこの限りではない。

8-5 ウィルス感染ファイルの取扱い

- (1) 電子調達執行担当者は、電子調達参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルスに感染している旨を当該電子調達参加者に電話等で連絡するものとする。
- (2) 電子ファイルによる添付書類の再提出は、完全にウィルス駆除が行われたと判断することができる場合にのみ認めるものとする。

9 電子調達の実施

9-1 電子調達案件の公開

物品管理課長は、電子調達案件を入札情報システムにて公開し、電子調達参加者が見積仕様書等を閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

9-2 電子調達対象案件の明示

電子調達案件の公開を行う場合には、当該案件が電子調達案件である旨を調達案件名称中に明示するものとする。

(例：「【電子案件】20151006 文具事務機器類 No ○」等)

9-3 公開後の電子調達案件の修正

公開後において、電子調達案件登録情報の内容に錯誤が認められた場合は、速やかに案件の修正又は取り下げを行うものとする。

9-4 紙見積への切替時の処理

特段の事情により、物品管理課長が電子調達案件を紙見積へ切り替えるに至った場合には、調達案件一覧画面の当該調達案件名称に「(紙見積に移行)」と追記変更し、以降、当該案件は紙見積に移行する。なお、既に見積書等の提出があった者には電話等により、再度、見積書提出日時等を連絡するものとする。

10 予定価格の登録

電子調達執行担当者は、予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

11 見積書

11-1 見積書の到達

見積書等の到達日時は、見積金額その他の所定の事項が電子入札システムに記録されたときとする。

11-2 その他申請等の到達

11-1の規定は、電子入札システムによる申請、届出その他の提出の場合において準用する。

11-3 見積書の記載

- (1) 電子調達参加者は、調達案件名称を確認したうえで見積金額を正確に入力し、見積書提出内容確認画面において必要に応じて印刷する等入力内容の確認を行い、適正な見積書等の提出が行われるよう努めなければならない。
- (2) 電子調達参加者は、あらかじめ任意のくじ番号を入力するものとする。
- (3) 紙見積による電子調達参加者のくじ番号は、電子入札システムにより自動採番された3桁の数字を使用するものとする。ただし、見積書にくじ番号が記載されている場合には、電子調達執行担当者が紙見積による電子調達参加者に代わり、これを電子入札システムに入力する。

11-4 見積明細書の添付

電子調達参加者は、見積明細書の提出が求められる案件については、添付書類に関する規定に従い提出しなければならない。なお、見積明細書の提出が求められる案件において、当該見積明細書の添付がない見積書は無効とする。

11-5 見積書受付票の確認

電子調達参加者は、見積書等の提出後、電子入札システムにおいて見積書受付票が送付されるため、当該通知を表示させるとともに必要に応じて印刷等を行い、適正に見積書等が提出されたことを確認しなければならない。

11-6 見積締切通知書の発行

物品管理課長は、見積書受付締切日時後速やかに電子入札システムにより見積書締切通知書を発行するものとする。

11-7 見積書提出後の辞退

電子調達参加者は、電子入札システムによる見積書等提出後、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

12 見積合わせの執行

12-1 見積合わせの執行

見積合わせの執行は、開札予定日時後速やかに行うものとする。ただし、紙見積による電子調達参加者がいる場合には、物品管理課の電子調達執行担当者の開札宣言後、当該電子調達の執行担当者以外の職員で、立会いを命ぜられた職員（以

下「立会担当者」という。)の立会いのもと、紙の見積書を開封してその内容を電子入札システムに登録した後、システムによる見積合わせの執行を行うものとする。

12-2 見積明細書の内容確認

見積書受付締切日時までに提出された見積明細書は、当該見積書受付締切日時から見積合わせの執行の間において内容を確認することができるものとする。なお、物品管理課においては、当該見積明細書の内容が対外的に漏えいすることがないように、見積合わせの執行まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

12-3 見積合わせ執行の遅延、中止及び延期の連絡

物品管理課長は、開札予定日時から見積結果通知書等の発行が著しく遅延する場合又は見積合わせの執行を延期する場合には、電子入札システム又は電話等により、電子調達参加者へ連絡を行うものとする。

12-4 電子調達参加者の失格

物品管理課長は、電子調達参加者が他者の利用者登録番号、ユーザ ID 又はパスワードを不正に取得し、利用者登録者になりすまして電子調達に参加したときは、失格とし、電子調達への参加を認めないものとする。

12-5 電子くじによる契約の相手方の決定

物品管理課長は、見積決定となるべき同価の見積をした者が2者以上あるときは、電子入札システムを用いた電子くじにより見積決定するものとする。

13 見積決定及び結果通知

- (1) 電子調達執行担当者は、立会担当者と共に見積書が有効であることを確認するとともに、見積決定した場合には、電子入札システムにより見積決定入力を行い、執行担当署名及び立会担当署名を行うものとする。
- (2) 物品管理課長は、前号の規定による事務処理の後、速やかに電子入札システムにより見積結果通知書を電子調達参加者に送信するものとする。

14 見積結果の公表

- (1) 物品管理課長は、見積結果について、入札情報システムにおいて、契約の相手方決定後速やかに公表するものとする。
- (2) 前号の規定により公表に付する事項は、調達案件名称、契約の相手方の商号又は名称等及び決定金額とする。

15 電子調達案件に関する帳票

- (1) 物品管理課長は、電子調達の経緯を明らかにする書類として、電子入札システム

より作成される「開札結果」を、財務規則に基づく支出負担行為に必要な書類として当該物品の調達を依頼した部局の課長に送付するものとする。

(2) 前号のほか、電子入札システムを使用して電子データの送受信により行われる電子調達に関する通知並びに提出及び受領を確認する帳票は、必要に応じ、その都度ブラウザの印刷機能等を用いて出力するものとする。

16 紙見積への移行の対応

物品管理課長は、電子調達において、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により、複数の電子調達参加者が電子入札システムによる見積合わせが困難と判断した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査の上、紙見積への移行又は見積書受付締切日時及び開札予定日時等の延期等、必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 19 日から施行し、平成 27 年 10 月 6 日以降に公開する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 6 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

出 納 事 務 局
物 品 管 理 課 長 殿

住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

沖 縄 県 電 子 入 札 シ ス テ ム (物 品)
利 用 者 登 録 番 号 ・ ユ ー ザ I D ・ パ ス ワ ー ド
交 付 申 請 書

沖縄県電子入札システム(物品)における利用者登録を行い、電子調達へ参加したいので、利用者登録番号・ユーザID・パスワードの交付を申請します。
なお、交付されたパスワード(初期値)の変更を行うほか、これらの漏えいその他の事故を予防するために必要な措置を講じることを誓約します。

1	登 録 番 号 (審査結果通知より)	種別番号		項目番号		個別番号	
		┆	┆	┆	┆	┆	┆
2	(フリガナ) 商号又は名称						
3	住所又は所在地						
4	郵便番号	〒	┆	┆	┆	┆	┆
5	(フリガナ) 代表者職氏名						

【担当者連絡先】

6 氏名(部署等)

7 電話番号

8 FAX番号

9 Eメールアドレス

【注意事項】

審査結果通知書の写し等、申請者が資格者と同一であることを証明する書類を添付してください。

電子入札システム利用のための本申請は、主たる営業所(本店等)の代表者に限ります。

利用者登録番号・ユーザID・パスワードが交付された場合は、漏えい・紛失・不正使用等防止のため、適切に管理してください。

(様式第3号)

年 月 日

出納事務局
物品管理課長殿

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

沖縄県電子入札システム（物品）
利用者登録番号・ユーザID・パスワード
再交付申請書

先に交付のありました沖縄県電子入札システム（物品）の利用者登録番号・ユーザID・パスワードが、下記の理由により不明となりましたので、再交付願います。
なお、交付されたパスワード（初期値）の変更を行うほか、これらの漏えいその他の事故を予防するために必要な措置を講じることを誓約します。

記

1	登録番号 (審査結果通知より)	種別番号		項目番号		個別番号	
			—		—		
2	(フリガナ) 商号又は名称						
3	住所又は所在地						
4	郵便番号	〒			—		
5	(フリガナ) 代表者職氏名						
6	不明となった理由						

【担当者連絡先】

7 氏名（部署等）

8 電話番号

9 FAX番号

10 Eメールアドレス

【注意事項】

審査結果通知書の写し等、申請者が資格者と同一であることを証明する書類を添付してください。

電子入札システム利用のための本申請は、主たる営業所（本店等）の代表者に限ります。

利用者登録番号・ユーザID・パスワードが交付された場合は、漏えい・紛失・不正使用等防止のため、適切に管理してください。

出 納 事 務 局
物 品 管 理 課 長 殿

住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

沖 縄 県 電 子 入 札 シ ス テ ム (物 品)
電 子 調 達
紙 見 積 方 式 参 加 届 出 書

下記電子調達案件について、下記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙見積により参加することを届け出ます。

記

1 調達案件名称

2 電子入札システムを利用できない理由 (□にチェックを入れてください。)

- システム対応準備中 (利用者登録番号・ユーザID・パスワード取得済)
- 電子入札システムの障害、停電、又は通信事業者に起因する通信障害等
- その他 (具体的に記載してください。)

[]

3 電子入札システムに対応するための準備状況

・パソコン

(整備済 ・ 年 月 日までに整備予定)

・インターネット環境

(整備済 ・ 年 月 日までに整備予定)

【遵守事項】紙見積による参加は、次の条件のもと承認する。

- 1 利用者登録番号・ユーザID・パスワードを取得した者が、紙見積により参加ができる。
- 2 見積書及び見積明細書等の添付書類は、物品管理課長が指定した見積書受付締切日時までに、物品管理課内に設置された見積箱へ提出しなければならない。
- 3 見積書へのくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムにより自動採番された3桁の数字をくじ番号として使用する。
- 4 提出された見積書は、見積合わせの執行時に電子調達執行担当者が開封し、その内容を電子入札システムに登録する。

※整備予定時期を過ぎても電子入札システムを利用できない場合は、電子調達案件への参加ができなくなる場合があります。

(様式第5号)

年 月 日

出 納 事 務 局
物 品 管 理 課 長 殿

住 所 又 は 所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

沖 縄 県 電 子 入 札 シ ス テ ム (物 品)
電 子 調 達
添 付 書 類 提 出 通 知 書

下記電子調達案件について、下記理由により添付書類の提出を紙で行います。

記

1 調達案件名称

2 紙により添付書類を提出する理由 (□にチェックを入れてください。)

- 紙見積による参加のため。
- 電子ファイルの容量が3MBを超えるため。
- 物品管理課長の指定するところによる。
- ウィルス感染等により電子入札システムによる提出が適さないため。
- その他 (具体的に記載してください。)

[]

3 紙により提出する添付書類 (文書名及び枚数)